

# 経 営 情 報

営業推進部

2009. 1. 29

NO. 363

## 円滑な事業承継に向けて～支援実施機関の活用～

事業承継には、親族内承継や従業員による承継のほか、他社への自社株式売却、事業譲渡など、様々な方法があります。それぞれの方法ごとに、法律、税務や資金調達等にかかる問題点があり、とるべき対策が異なりますので、事業承継の方法を検討する際には、自社や自社事業の現状、後継者の状況を踏まえ、ベストの方法を選択することが必要です。

平成20年5月に、事業承継にかかるワンストップサービスを実施する機関として「事業承継支援センター」が全国102カ所に開設されました。「事業承継支援センター」では、法人・個人事業主、親族内・親族外承継等を問わず、あらゆる事業承継のニーズに対応した支援を受けることができます。

また、中小企業基盤整備機構では、事業承継支援ネットワークを構築し、事業承継支援センターの活動をサポートしています。

本号では、事業承継支援センターと中小企業基盤整備機構についてご紹介します。

### 1. 「事業承継支援センター」とは

「事業承継支援センター」は、平成20年5月に、商工会議所や商工会等に併設されるかたちで全国102カ所に開設され、弁護士、税理士、公認会計士等の専門家や支援機関等と連携し、情報交換しながら中小企業の事業承継に関する問題にワンストップで対応しています。

#### ◆ マッチング支援

後継者不在等にお悩みの企業と開業希望者との交流会を始めとするマッチング支援を受けることができます。

#### ◆ 窓口相談

あらゆる事業承継に関するご相談ができます。



#### ◆ 専門家派遣

弁護士、公認会計士、税理士等の専門家の派遣を受けられます。



#### ◆ セミナー開催

後継者等を対象とした事業承継に関するセミナーを受けることができます。

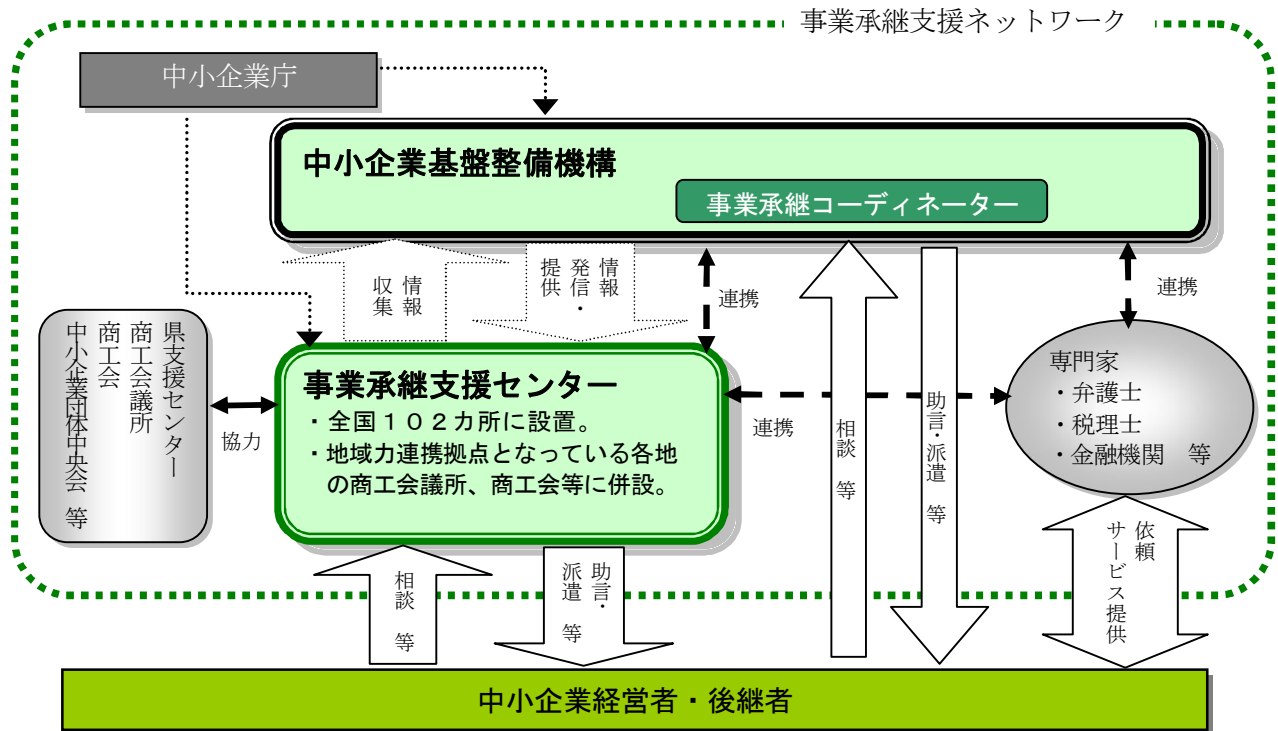


全国の事業承継支援センターの連絡先については、以下のHPをご覧ください。

<http://www.smri.go.jp/keiei/jigyoshokei/037031.html>

## 2. 中小企業基盤整備機構における事業承継支援

中小企業基盤整備機構では、全国9ヶ所の支部に事業承継コーディネーターを配置し、専門家や支援機関等と連携して、中小企業の円滑な事業承継をサポートするためのネットワーク作りを行っています。



### 日本政策金融公庫中小企業事業「企業再建・事業承継支援資金」のご案内

日本政策金融公庫中小企業事業では、平成20年10月1日から中小企業経営承継円滑化法(※)(以下「本法」という。)の認定中小企業者の後継者である代表者個人を融資対象に追加し、融資制度が一層利用しやすくなりました(下表④)。

ご利用いただけるかた	安定的な経営権の確保により事業の継続を図るかたで、次のいずれかに該当するかた ① 後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により事業を承継するかた ② 株主等から自己株式及び事業用資産の取得等を行う法人のかた ③ 事業用資産の取得等を行う後継者(個人事業主)のかた(事業承継後5年以内) ④ 本法に基づく認定を受けた中小企業者の代表者のかた(事業承継後5年以内)	
ご利用いただける資金	事業承継を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 (④については本法により認定を受けた資金)	
ご融資の条件	融資限度額	直接貸付 7億2千万円(うち運転資金 4億8千万円)
	融資期間	設備資金 15年以内      運転資金 7年以内
	主な利率	2億7千万円を限度に 特別利率①

※ 中小企業経営承継円滑化法とは、平成20年10月1日より施行されたもの。同法の柱は、①遺留分に関する民法の特例制度、②事業承継時の金融支援措置、③相続税課税についての措置、の3つ。

(営業推進部 前山 友見)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。

発行：日本政策金融公庫 中小企業事業 営業推進部 ホームページ <http://www.jfc.go.jp/>